

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度春入学

一般入学試験（C日程・2月18日分）

## 試験科目：刑法

### 1. 出題趣旨

恐喝の手段としての暴行により傷害の結果が生じた場合、恐喝と傷害の結果とは別個に評価され、恐喝罪と傷害罪との観念的競合となるのが判例の立場である（最判昭 23・7・29 刑集 2 卷 9 号 1062 頁）。そこで、恐喝の手段としての暴行により傷害の結果を生じさせた Y と Z の恐喝行為が既に終了した後、すべての事情を知った上で X が加担した場合、別罪として既遂となった傷害罪についても責任を負うのかがまず問題となる。さらに、金の受け取りだけに加担する行為は、承継的共同正犯となるのか、承継的従犯となるのかが問題となる。

本問と同様の事案で、裁判所は、「事後に犯行に加担した者に、それ以前の先行行為者の行為についてまで責任を負担させることができる理由は、先行行為者の行為及び生じさせた結果・状態を単に認識・認容したというにとどまらず、これを自己の犯行の手段として積極的に利用すべく自己の犯罪行為の内容に取り入れて、残りの実行行為を他の共犯者と分担して行うことにある。〈中略〉先行行為を認識・認容し金員受領行為に加担しているので、〈中略〉恐喝罪の実現に協力したと評価できるが、傷害の結果を生じさせることや拡大につながるような暴行等の寄与行為は何らしていないし、恐喝の正犯意思を有していたとまでは認めがたいから、恐喝幫助犯の限度で認定する」としている（横浜地判昭和 56 年 7 月 17 日判時 1011 号 142 頁）。また、先行者らが被害者に傷害を負わせた後に、これに共謀加担した後行者がさらに傷害を負わせたという事案で、最高裁は、被告人は、共謀加担前に先行者らが「既に生じさせていた傷害結果については、被告人の共謀及びそれに基づく行為がこれと因果関係を有することはないから、傷害罪の共同正犯としての責任を負うことはなく、共謀加担後の傷害」についてのみ共同正犯としての責任を負うとしている（最小二決定平成 24 年 11 月 6 日刑集 66 卷 11 号 1281 頁）。

### 2. 採点実感

全体として良く書けており、平均は高かった。若干ではあるが、共同正犯と幫助犯の区別についての論述が甘い答案があった。

### 3. 学習方法

基本的な概念を正確に理解し、基本判例を十分に押さえておく必要がある。

また、判決文に直接当たり、実務的な感覚をつかんでおくことも重要である。

以上